

修理に要する期間を保証するPBL契約について、修理未了品が発生した場合には、調達要求元において、返品規定を適用することの妥当性等について検討したり、契約の相手方が修理等を完了することができなかった理由を契約部門に報告したりすることを業務処理要領に定めるなどして、仕様書や契約額等の変更について契約の相手方との協議が適切に行われるよう改善させたもの

追加契約の契約額のうち、負担する必要がなかった修理未了品6個の受入検査又は完成検査に係る額	4958万円
---	--------

1 PBL契約等の概要

(1) PBL契約の概要

防衛省は、装備品等の維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約若しくは製造請負契約又は修理の役務請負契約の都度、必要な部品の個数等に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果に主眼を置いて、包括的な業務範囲について契約を結ぶ契約方式(Performance Based Logistics。以下「PBL」、PBLを採用した契約を「PBL契約」)を導入している。

防衛省PBLガイドラインによれば、PBL契約には、装備品等の構成品を対象として、修理に要する期間を保証するものなどがあるとされている。

すなわち、PBL契約は従来のような部品の個数等に応じた契約を結ぶものではなく、修理に要する期間等に関する指標を契約において定めて、成果の達成に応じて対価を支払うものである。

(2) 目標照準装置等に係る修理業務等の契約の概要

陸上自衛隊補給統制本部(以下「補給統制本部」)は、戦闘ヘリコプターAH-64Dに搭載されている目標照準装置等の構成品の修理業務等について、平成28年度に随意契約により日本電気株式会社と修理に要する期間を保証するPBL契約(契約期間28年12月から令和元年12月まで。以下「当初契約」)を契約額24億3805万円で実施している。

当初契約の仕様書において、主な業務内容は、故障した目標照準装置等の構成品(以下「要修理品」)の受入検査、修理、組立て、完成検査等(これらを「修理等」)を実施することなど、そして、当初契約期間終了時まで修理等を完了することができなかった要修理品(以下「修理未了品」)は、補給統制本部航空部(以下「航空部」)と調整の上、陸上自衛隊に返品すること(これを定めた規定を「返品規定」となっている。また、成果の判定方法は、要修理品を受領してから修理等が完了した要修理品(以下「修理完了品」)を陸上自衛隊に届けるまでの期間(この期間を「リードタイム」)が平均1年かつ最大29か月を超えない期間であるか否かで判定することとなっている。

(3) 追加契約の概要

当初契約で会社に修理要求を行った47個の要修理品のうち、6個については、契約期間終了時まで修理等が完了しなかったとして、会社から返品されていた(この6個を「修理未了品6個」)。そして、補給統制本部は、修理未了品6個及び当初契約終了後に要修理品となった2個について、上記の受入検査又は完成検査をするために、当初契約終了後の2年度に随意契約により会社と2件の契約(以下「追加契約」)を契約額計6074万円(うち修理未了品6個に係る額4958万円)で締結している。

2 検査の結果

当初契約及び追加契約を対象として、陸上幕僚監部(以下「陸幕」)、補給統制本部及び会社において、会計実地検査を行った。

(1) 当初契約の成果

修理未了品6個については、元年12月の当初契約期間終了時点においてリードタイムを算定できないことから、判定の対象外となっていた。そして、これらを除く41個の修理完了品について、リードタイムが算定されており、その結果、平均1年かつ29か月内となっていた。

(2) 修理未了品6個の返品規定の適用

修理未了品6個について、会社が修理要求を受けた日は当初契約期間内であったが、その後、会社は、元年12月の当初契約期間終了時まで修理等を完了することができなかったことから、返

品規定に基づき、航空部と調整の上、陸上自衛隊に返品していた。

しかし、修理未了品6個の修理等を完了することができなかつた理由について会社に確認したところ、会社で保有する検査機器が、故障等により使用することができなかつたためとしており、会社側の原因によるものとなっていた。

一方、当初契約期間内に修理要求を受けた要修理品については、当初契約期間終了時までには生ずる修理業務等に係る費用は当初契約の契約額に含まれている。そして、航空部は修理未了品6個について当初契約期間内に修理等が完了する予定で修理要求を行い、会社も修理等を完了する予定で修理要求を受けており、修理の要求及び実施の当事者である航空部及び会社の双方とも、その認識においては、修理未了品6個について、修理完了までの費用は当初契約の契約額に含まれるものとして会社が負担するものと考えていた。

このように、航空部は、修理等を完了することができなかつた理由が会社側の原因であり、航空部及び会社は修理等の完了を当初契約期間内に予定していたにもかかわらず、返品規定をそのまま適用して当初契約終了時に返品させており、修理未了品6個の修理未了の部分に係る費用を会社が負担しない結果となっていた。

(3) 航空部等3者における返品規定の適用の検討等

会社は、航空部並びに航空部の職員である監督官及び完成検査官の3者(以下「航空部等3者」)に対して、会社の検査機器に故障等が生じていたことや、修理等を完了する予定であった修理未了品6個を返品することを報告していた。

しかし、航空部等3者は、返品規定をそのまま適用し、修理未了品6個について返品規定を適用することが妥当であるか否か、仕様書の変更や契約額の減額等を会社と協議する必要があるか否かの検討を行っていなかった。また、航空部等3者は、検査機器の故障等が生じていたことについて契約部門である補給統制本部調達会計部(以下「調会部」)に報告していなかった。これらのことから、調会部は、会社と仕様書や契約額等の変更をするための協議を行っていなかった。

さらに、上記の検討を行わずに返品を受け入れていたため、航空部は、修理未了品6個について、当初契約終了後の翌年度に受入検査又は完成検査に係る調達要求を調会部に対して行っていた。その結果、航空部及び会社は前記の認識であったので、調会部は仕様書や契約額等の変更するための協議を行えば、追加の費用を負担する必要がなかつたのに、追加契約を締結していた。

以上のように、航空部等3者において、修理未了品6個については、会社側の原因により修理等を完了することができなかつたことなどを把握していたのに、返品規定をそのまま適用することが妥当であるか否か、仕様書の変更や契約額の減額等を会社と協議する必要があるか否かの検討を行っていなかったり、検査機器の故障等が生じていたことを調会部に報告していなかったりして、仕様書や契約額等の変更をするための協議を行わずに、返品規定をそのまま適用し、同省側が修理未了品6個の修理未了の部分に係る費用を負担することとなっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 防衛省が講じた改善の処置

陸幕は、修理に要する期間を保証するPBL契約の実施に当たり、契約の履行に伴い仕様書や契約額等の変更について契約の相手方との協議が適切に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 陸幕は、4年9月に航空部に対して通知を発するなどして、修理未了品が発生した場合には、航空部等3者において、返品規定を適用することの妥当性、仕様書や契約額等の変更を契約の相手方と協議する必要性について検討すること、修理等を完了することができなかつた理由が契約の相手方側の原因である場合に調会部にその理由を報告することなどを業務処理要領に定めることを指示するなどした。

イ 航空部は、アの指示に基づき、同月に業務処理要領の改正を行い、関係職員に周知徹底した。